川崎市告示第591号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第５５条の３第２号の規定に基づき告示します。

令和８年１０月２７日

川崎市長　　福　田　紀　彦

令和８年度　歯科（ 診療所 ）　の部　　廃止

指定番号	廃　止 年 月 日	名　　称 開 設 の 場 所
川－４００１３	令和8年9月3日	岡部歯科医院 幸区南加瀬４－１８－２２

令和８年度　薬局（ 調剤 ）　の部　　廃止

指定番号	廃　止 年 月 日	名　　称 開 設 の 場 所
川－３１０００	令和8年8月31日	ビオラ薬局 幸区下平間１９６番地２
川－３０７１２	令和8年8月31日	うなね薬局 高津区宇奈根６３８－２
川－３０３１５	令和8年9月1日	アット薬局　中央店 高津区溝口１－１７－３